

改善状況報告書

平成 22 年 12 月 14 日

株式会社東京証券取引所

代表取締役社長 齊藤 惇 殿

株式会社リミックスポイント

代表取締役社長 高田 真智



平成 22 年 5 月 31 日提出の改善報告書について、有価証券上場規程第 503 条第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

第 1. 改善報告書の提出経緯

I. 端緒

当社は、平成 20 年 3 月期の中間期及び年度末の各決算において、A 社とのシステム開発及びデータ入力業務に関する平成 19 年 3 月 15 日付業務委託契約に基づく取引(以下、「本件取引」という)の売上として、1 億 1,000 万円(税抜)を計上していますが、当該取引が架空ではないかとの疑いが生じました。

また、当社は当該取引により発生した A 社に対する売掛金について、平成 20 年 3 月期期末決算において全額の貸倒引当金を設定しましたが、本来、平成 19 年 9 月中間期において全額の貸倒引当金を設定すべきところを意図的に回避したのではないかと疑いが生じました。

II. 調査委員会の設置

平成 22 年 4 月 15 日付にて、①上記 2 件の会計処理のもととなった事実関係の確認 ②過年度修正要否の検討 ③過年度修正をすべき場合には、その責任及び再発防止策の検討を目的として、取締役副社長を委員長とし社外監査役、外部の弁護士、公認会計士から成る 4 名の調査委員会を設置いたしました。



Ⅲ. 調査委員会による調査結果

当社は、平成 22 年 5 月 17 日、調査委員会から調査報告を受領いたしました。当該調査報告書によれば、本件取引のうち一部取引は架空であることが判明しました。当社は、平成 20 年 3 月期の第 1 四半期、中間期、第 3 四半期、年度末の各決算において、本件取引の売上高として 1 億 1,000 万円（税抜）、外注先へのデータ入力業務の対価を仕入高として 1 億円（税抜）を各々計上していましたが、当該事実を前提とすると、売上高 1,000 万円（税抜）のみを純額計上するのが適切でありました。

また、本件取引により発生した A 社に対する売掛金については支払遅延が生じていたことから、平成 20 年 3 月期期末決算において全額の貸倒引当金を設定いたしました。しかし、平成 19 年 9 月中間期の段階における貸倒引当金の設定を回避することを目的として、(前)代表取締役が、平成 19 年 11 月及び平成 20 年 2 月に、直接又は間接に自己の資金を A 社関係者に貸付し、A 社名義による当社への入金実績を作っていたことが判明しました。当該事実を前提とすると、平成 19 年 9 月中間期の段階から、A 社に対する貸倒引当金を設定するのが適切でありました。

Ⅳ. 過年度決算の訂正

調査委員会の調査結果を当社においても精査し、監査法人とも協議した結果を踏まえ、当社は、平成 22 年 5 月 14 日に平成 20 年 3 月期の第 1 四半期、中間期、第 3 四半期、年度末の各決算の訂正を行い、当該期間の有価証券報告書等の訂正報告書、並びに決算短信の訂正を開示いたしました。

これら過年度決算の訂正の開示に対し、平成 22 年 5 月 17 日に貴取引所より、有価証券報告書上場規程第 502 条第 3 項の規定に基づく改善報告書の提出請求を受けたため、平成 22 年 5 月 31 日付で改善報告書を提出いたしました。

第2. 改善措置

I. 不適切な情報開示が行われた要因

本件取引の発生要因は、改善報告書にも記載しておりますが、その概要は以下のとおりです。

1. 売上計上について不適切な情報開示が行われた要因

本件取引を行うか否かの判断に際し、取締役会において案件取組の可否・適否の審議がなされなかったこと、また取引先の信用状況に関するチェック及び与信管理の徹底がなされていなかったことにより、本件取引を防ぐことができず、結果的に、売上計上についても不適切な情報開示が行われました。

具体的な要因としては、以下のとおりです。

①権限規程の不備

「重要な契約」は取締役会での決議事項とされていますが、「重要な」の基準が明確化されていなかったことから、本件取引の締結は取締役会での決議が必須ではないと判断されていました。このため、本件取引に対する取締役会での議論や監査役からの指摘等が行えない状況にありました。

②与信管理体制の不備

本件のような今後継続的取引を行うかどうか不確定の先に対しては、規程上、取引先チェックを実施することや与信限度額設定の検討について、明確な定めがありませんでした。

③コーポレートガバナンス体制の不十分

本件取引は、(前)代表取締役の知人からの案件であったことから、他の取締役及び関係従業員が本件取引に対して疑問や異論を唱えることが難しい状況でありました。

2. 貸倒引当金について不適切な情報開示が行われた要因

本件取引により発生した売掛金は支払遅滞となっていました。以下の要因により、適時に貸倒引当金が設定されませんでした。

①(前)代表取締役のコンプライアンス意識の不十分

(前)代表取締役が、貸倒引当金設定を回避する目的で、直接又は間接に自己の資金をA社関係者へ貸付し、A社名義により当社への入金実績を作り、貸倒引当金の設定を回避していました。

②貸倒引当金設定ルールの未整備

貸倒引当金設定に関する社内ルールが整備されておらず、運用上、入金予定日から1年以上延滞している売掛債権が貸倒引当金の検討対象となっているのみで、本件売掛金のように1年未満の延滞先に対しては検討対象外となっていました。

II. 再発防止に向けた今後の改善措置

前項 I に記載の不適切な情報開示が行われた要因に対する再発防止に向けた改善措置として、改善報告書に記載した事項の概要は以下のとおりです。

1. 経営体制の再構築

当社は、平成16年3月に設立された社歴の浅い会社であり、平成22年5月末現在、取締役3名、監査役3名、グループ従業員54名と会社規模も小さく、会社設立以来、創業社長である(前)代表取締役が、経営方針や経営戦略の決定をはじめ、業務全般にわたり重要な役割を果たしてきました。しかし、本件は、その(前)代表取締役が不適切な会計処理の主因となっていることからすれば、同氏が代表取締役の地位にあることは、当社のコンプライアンスの観点から問題があると言わざるを得ません。

今後、代表取締役による業務執行が適法かつ適切に行われるために、代表取締役を変更するとともに、取締役会による監視体制強化を目的として、取締役の人数を増員することを定時株主総会で決議することといたしました。

2. 権限規程の見直し

本件取引は、当社にとっては多額な取引であり、本来は「重要な契約」として取締役会の決議事項とされるべきでしたが、「重要な」の判断基準が明確化されてなかったことから、取締役会決議はとられず、(前)代表取締役の決裁のみで実行されました。

今後、適切な業務執行及び意思決定を図ることを目的とし、「取締役会規程」及び「職務権限規程」において、契約締結に際しての量的な決裁権限基準を明確化することといたしました。

3. 倫理・コンプライアンス意識の向上

本件は、(前)代表取締役が貸倒引当金の回避を図り、相手先に個人資金を提供して、当社への支払いに充てさせており、上場会社の役員としての倫理及びコンプライアンス

ス意識が欠如しておりました。

今後、当社は上場会社の役職員としての意識向上を図るため、当社グループの全役職員に対し、改めて「倫理・コンプライアンス規程」及び「倫理・コンプライアンスガイドライン」の周知徹底を図ることといたしました。

また、定期的に外部専門家による倫理・コンプライアンス等に関する社内教育を実施することといたしました。

4. 内部通報制度の周知徹底及び外部通報制度の創設

本件取引当時、社内における不正や違法行為に気付いた従業員が通報できる制度がありませんでした。その後、「内部通報規程」を制定いたしましたが、今後、不正及び法令違反等の抑制・監視の強化を図り、改めて、当社グループの全役職員に対し、「内部通報規程」の説明を行い、周知徹底を図ることといたしました。

また、「内部通報規程」上、内部通報があった場合の事実関係の調査メンバーは代表取締役、取締役及び執行役員とされ、代表取締役の不正等に完全に対応できない面もあります。今後、「内部通報規程」を見直し、調査メンバーに社外の識者を含めることといたしました。

さらに、通報先に社外の弁護士等を加えることにより、外部に対する通報制度も設けることといたしました。

5. 新規取引受注時における与信管理体制等の整備

本件のような今後継続的取引を行うかどうか不確定の先に対しては、取引先チェックを実施することや与信限度額設定の検討について、明確な定めがありませんでした。このため、結果的に信用不安先と与信限度額の設定がなされないまま取引が行われ、貸倒れに繋がったと考えられます。

今後、与信管理の強化・徹底を図ることを目的として、「与信管理規程」及び「与信管理マニュアル」を見直し、全ての新規取引先について信用状況調査及び与信限度額設定の対象とするとともに、与信限度額設定に際し、金額に応じた決裁権限者又は決定機関を明確化することといたしました。

また、架空取引や循環取引などに巻き込まれることがなきよう、新規取引に際して、営業担当者や技術担当者などが多層的に相手先と接点を持って情報を収集し、ユーザーの確認やサービス内容・販売金額・利益額の妥当性等を吟味した上で、取引自体の実在性・妥当性について確認を行い、その結果を所定の決議又は決裁時における参考資料とすることにより、想定しうるリスクを十分に検討することといたしました。

6. ソフトウェア取引の収益計上に関する会計処理ルールの整備

ソフトウェア取引の会計処理ルールは、「経理規程」及び「ソフトウェア会計処理基準」に定めていましたが、これらは一般的な考え方を示したにすぎず、収益計上に際しての具体的な判断指針等は明文化されていませんでした。このため、本件取引を収益計上するにあたり、総額で会計処理するか、純額で会計処理するかの明確な根拠は示しにくい状況にありました。

今後、当社グループの実態に応じたソフトウェア取引の収益計上に関する具体的な社内ルールを制定することといたしました。

7. 債権評価に関する会計処理ルールの整備

貸倒引当金設定に関する社内ルールが整備されておらず、運用上、入金予定日から1年以上延滞している売掛債権が貸倒引当金の検討対象となっているのみで、本件のように延滞期間が1年未満の売掛金については、貸倒引当金の検討対象外となっていました。

今後は、「債権評価に関する会計処理ルール」を制定し、貸倒引当金設定に関する所定の手続きや設定額等について明文化することといたしました。

8. 関係者の処分

当社では、調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、過年度決算訂正の原因となった不適切な会計処理につきまして、事態を重く受け止めております。

本件を受け、(前)代表取締役の報酬を6カ月間にわたり30%減額することといたしました。

第3. 改善措置の実施・運用状況

平成22年11月末時点における改善措置の実施・運用状況につきましては、以下のとおりです。

1. 経営体制の再構築

①(前)代表取締役の代表権返上

平成22年5月31日開催取締役会において、(前)代表取締役であった吉川登氏が平成22年6月29日付で代表権を返上することを決議いたしました。

②取締役会の機能強化

従来、取締役は3名のみであり、このうち(前)代表取締役は創業社長であることから、取締役会による監督機能が十分に発揮されにくい面がありました。

このような状況を改善し、取締役会の機能強化を目的として、平成22年6月29日開催定時株主総会において、取締役6名の選任を決議し、取締役6名中3名は社外取締役といたしました。

社外取締役には、平成22年6月30日付第三者割当増資の割当先である株式会社キング・テック代表取締役社長 王遠耀氏、株式会社ストリーム代表取締役社長 劉海濤氏、また、大手IT企業で役員経験のある松村国際法律事務所CMA 弓削芳光氏が就任し、それぞれが専門分野に応じた機能、役割を担うとともに、社内外の取締役による相互監視によって経営の透明性を確保しております。

③監査役会の機能強化

監査役会機能の強化及び監査法人との紐帯強化の観点から、平成22年6月29日開催定時株主総会において監査役を、内林達夫氏の他、新たに渡邊許隆氏、辻川幸二氏、竹下謙治氏の3名の選任を決議して、これまでの3名体制から4名体制へと増員いたしました。

新任の渡邊監査役は上場会社の役員、監査役の経験者であり、辻川監査役、竹下監査役はともに上場会社の役員で、何れもソフトウェア業界にも精通しており、取締役会では活発に意見を出し、取締役会の充実、活性化に積極的な役割を果たしています。

さらに監査役が増員されたことにより、日常の業務監査に関しても、日々の管理本部長への報告要請と指導や、稟議書等の重要書類も、渡邊監査役と内林監査役の両名によるダブルチェック監査を実施しております。

又、渡邊、内林両監査役は内部統制監査室長と毎週定例会議を開いて、内部統制の整備、運用に関して意見交換をしています。会計監査人とも月一回定例会を開催して

います。

これらの会議での問題点は月一回の社長との意見交換会で経営トップに伝わるようになり、監査役並びに監査役会の機能は、前期までと比べ格段に強化充実されています。

これにより監査役会の充実、取締役会における監視機能の強化を図っております。

④経営会議の実施

経験豊富な社外取締役も参加する経営会議を毎週月曜日に実施することといたしました。当会議においては、取締役会付議に先立って事前協議を行うなど、新体制における取締役会を補完する意義も有しております。また、営業案件にも慎重審議が尽くされており、今まで以上に自由闊達な意見・質問が出るなど、業務執行上、有意義な会議体となっております。

2. 権限規程類の見直し

「取締役会規程」には、取締役会決議事項として、「重要な契約」とのみ記載されていましたが、「重要な」の量的基準が明文化されていなかったことから、本件取引はこれに該当するか否かの判定をする機会もなく、取締役会決議を経ずに(前)代表取締役の承認のみで多額の取引が実行されました。

そこで、平成 22 年 6 月 11 日付で「取締役会規程」及び「職務権限規程」を改訂し、「1 件あたり 3,000 万円以上の契約締結」については取締役会の決議事項とし、同日より運用を開始しております。

3. 倫理・コンプライアンス意識の向上

本件は、(前)代表取締役自身が貸倒引当金の回避を図り、相手先に個人資金を提供して、当社への支払いに充てさせたことにより、不適切な情報開示を招いてしまいました。これは、上場会社の役員としての倫理及びコンプライアンス意識が欠如していたと言わざるを得ません。当社は上場会社である以上、当社グループの役職員一人一人が上場会社の役職員としての倫理・コンプライアンス意識向上のために、改めて「倫理・コンプライアンス規程」及び「倫理・コンプライアンスガイドライン」を周知徹底すべく、全役職員へ向けメールを発信、また社内勉強会を開催しております。

詳細は下表のとおりです。

日付	内容	備考
平成 22 年 6 月 29 日	社員向け説明会の実施	規程改訂の主旨説明
平成 22 年 7 月 29 日	規程改訂の通知メール	「職務決裁権限」 「取締役会規程」 「稟議規程」

		「内部通報規程」 「倫理・コンプライアンス規程」 上記各規程の改訂箇所のお知らせ
平成 22 年 9 月 22 日	規程改訂の通知メール	「与信管理規程」 「与信管理マニュアル」 「経理規程」 「ソフトウェア会計処理基準」 上記各規程の改訂箇所のお知らせ 「債権評価に関する会計処理ルール」 「ソフトウェア取引の収益計上に関する会計処理ルール」 上記各ルールの新設のお知らせ
平成 22 年 9 月 28 日 平成 22 年 9 月 29 日	社員向け説明会の実施	7/29、9/22 通知メールの詳細説明会 社員 26 名中 24 名参加

また、外部の公認会計士を招き、コンプライアンス教育会を実施いたしました。

日付	内容	備考
平成 22 年 10 月 25 日	役員向け教育会の実施	・ 上場企業のコンプライアンス ・ インサイダー取引 上記 2 つのテーマについて 外部の公認会計士が講師となり実施 執行役員含む役員 11 名中 10 名参加
平成 22 年 10 月 25 日	社員向け教育会の実施	・ 上場企業のコンプライアンス ・ インサイダー取引 上記 2 つのテーマについて 外部の公認会計士が講師となり実施 社員 26 名中 22 名参加

なお、平成 23 年 2 月中に、役員向けに「内部統制」に関する教育会を実施する予定です。

4. 内部通報制度の周知徹底及び外部通報制度の創設

①内部通報制度の改善

内部通報があった場合の事実関係調査はコンプライアンス委員会が行いますが、コンプライアンス委員会は代表取締役、取締役及び執行役員で構成されていたことから、役員の不正に対しては十分に対応できない面がありました。

そこで、平成 22 年 6 月 11 日に「倫理・コンプライアンス規程」を改訂し、コ

ンプライアンス委員会のメンバーに顧問弁護士及び必要に応じて外部識者を含めることといたしました。

②外部通報制度の導入

内部通報制度における内部通報先は、所属部門長でありましたが、所属部門長による不正への対応、また、役員による不正への対応を考慮し、平成22年6月11日に「内部通報規程」を改訂し、通報先に外部の顧問弁護士を加えることといたしました。

③周知徹底

内部通報制度に関し、上記変更点も含め、改めて当社グループの全役職員に対し、周知を図り、下記のとおり、会議及びメールにて説明いたしました。

日付	内容	備考
平成22年7月29日	規程改訂の通知メール	外部通報先の告知

上記通報制度は、改訂日より運用されておりますが、改訂日後において内部通報及び外部通報がなされた実績はございません。

5. 新規取引受注時における与信管理体制等の整備

当社における与信限度額の設定は、「与信管理規程」上、継続的取引を行う得意先のみが対象となっていました。本件においては、今後継続的取引を行うかどうか不確定であったことから、取引先チェックや与信限度額設定の検討の対象外となつてしまい、取引を実行し、与信を与える結果となり、貸倒れを招いてしまいました。

そこで、平成22年9月17日付で、「与信管理規程」及び「与信管理マニュアル」を全面的に見直しいたしました。

本規程及びマニュアルにおいて、まず与信限度額を設定する前段階として、上場会社である当社の得意先としてふさわしい相手か否かにつき、適格性審査を行うことといたしました。これは、基本的には全ての得意先候補が対象となっており、本継続取引を行うか不確定な場合でも、適格性審査にかけられることとなります。

適格性審査では、あらかじめ「新規取引認可申請書」に対象会社の定量的・定性的情報を明記するとともに、「総合評価表」においてさまざまな評価項目による評価を行うことといたしました。

これら適格性審査が済んだ先について、その後与信限度額を設定するという流れへと変更いたしました。

与信限度額についても、明確な算定式を定め、特定の担当者の判断ではなく、会社としての客観的な数値を算出することといたしました。

現在は、本規程及びマニュアルに則り、与信管理がなされております。

6. ソフトウェア取引に関する会計処理基準の整備

本件取引において、一部架空取引が存在していたことが調査委員会の調査結果により判明し、売上計上を総額から純額へと修正するに至りましたが、これまでは社内にソフトウェア取引にかかる売上を総額処理すべきか、純額処理すべきかの判断指針がないままに会計処理がなされておりました。

今後は、ソフトウェア取引の売上計上に際し、あらかじめ定められた社内ルールに基づき、総額処理か純額処理かの判断が客観的になされる必要があるため、平成22年9月17日付で「ソフトウェア取引の収益計上に関する会計処理ルール」を制定いたしました。

本規程において、売上高の総額処理と純額処理についての定義をし、売上高をいずれで処理すべきかを判定するにあたって、在庫リスクの有無や信用リスクの有無などさまざまな具体的な判断指針を明文化いたしました。

また、市場販売目的のソフトウェアと受注制作のソフトウェアごとに売上計上時期を明確化するとともに、収益計上を行うにあたっての留意事項を明確化しました。現在はこれらのルールに基づき、会計処理がなされています。

さらに架空取引や循環取引など不正取引による売上計上がなされぬよう、個々のソフトウェア販売について、その取引過程で以下の手続きを明確に定めています。

①営業案件の検討が始まる段階で、役員と経営企画室長も参加する週次営業会議が実施され、この営業会議の中で定例フォーマットに基づく、代理店を通じたユーザーの案件情報を、営業担当者と事業本部長の間で情報共有し検討することになっております。

②案件が進行し見積段階に入ると、見積作成の為に営業担当者と技術担当者がユーザーの使用用途や導入条件の検討を行い、その後、見積金額と仕様を決定することになっております。

③その後の代理店宛の見積書発行においても、ユーザー名が記載される形の見積書を作成し、管理本部で確認の上、捺印を進めることになっております。

このように営業案件を進めるにあたり、役員や複数部門の担当者が、取引手続きの中で異なった角度から取引状況を二重三重に確認し、その結果を所定の決議又は決裁時における参考資料とすることにより、架空取引や循環取引などの不正取引の発生を未然に防止しております。

7. 債権評価に関する会計処理ルールの整備

貸倒引当金設定に関する社内ルールが整備されておらず、運用上、入金予定日から1年以上延滞している売掛債権が貸倒引当金の検討対象となっているのみで、本件のよう

に延滞期間が1年未満の売掛金については、貸倒引当金の検討対象外となっていました。そこで、平成22年9月17日付で「債権評価に関する会計処理ルール」を制定いたしました。

本規程において、債権を①一般債権、②貸倒懸念債権、③破産更生債権の3つに区分した上で、区分に応じた貸倒引当金を算出することとしております。支払が2ヶ月以上遅延している取引先に対する債権は②貸倒懸念債権に該当することとなり、個別に貸倒引当金を設定するものとし、従来への運用上の処理である1年を大幅に短縮させ、保守的な会計処理を行うことといたしました。

また、貸倒懸念先の抽出が適時に行われるよう、手続き面における強化を図ることといたしました。具体的には、毎月、回収遅延や金額不一致の債権を「売掛金残高確認リスト」として抽出し、営業担当者へ遅延理由や今後の入金予定について調査させるとともに、延滞期間が2ヶ月以上となっている債権（取引先）については、社長報告事項とすることで、適時に適切な措置がとられるよう図っております。

なお、平成22年第2四半期末においても、本ルールに基づく債権評価を行った結果、新たに貸倒引当金を設定する債権は存在しませんでした。

8. 関係者の処分

本件を受け、平成22年7月より同年12月までの間、(前)代表取締役の報酬を30%減額いたしました。

第4. 総括

当社では、今後二度と本件のような不適切な情報開示等が発生しないように、上記に記載のとおり、当社グループ全役員が一丸となり、改善報告書に記載した改善措置への取り組みを実施することで、倫理・コンプライアンス意識の醸成、コーポレートガバナンスの強化、リスク管理の徹底等の強化が図られたと認識しております。

今後におきましても、これらの取り組みを継続的に運用及び浸透を図ることで、株主及び取引先をはじめとする関係者の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以上